様式第一号、様式第三号、様式第三号の二、様式第八号、様式第十号、様式第十二号、様式第十三号、様式第十五号の二、様式第十六号、様式第十七号及び様式第二十号の改正規定中様式第二十号を次のように改める。

様式第20号（第58条関係）

作業環境測定機関業務規程届出書

①	作業環境測定機関の名称	
②	住所	郵便番号（　　） 電話　（　）
③	個人サンプリング法の実施の有無	有　　無
④	作業環境測定法施行規則別表に掲げる作業場	１　第１号の作業場　２　第２号の作業場　３　第３号の作業場　４　第４号の作業場　５　第５号の作業場
⑤	業務規程を定めた日	年　　月　　日

年　　月　　日

届出者

厚生労働大臣
都道府県労働局長　殿

備考

１　厚生労働大臣の登録を受けた作業環境測定機関にあつては厚生労働大臣に、都道府県労働局長の登録を受けた作業環境測定機関にあつては当該都道府県労働局長に提出すること。

２　③欄は、個人サンプリング法の実施の有無について、該当する文字を○で囲むこと。

３　④欄は、該当する番号を○で囲むこと。

第五条　電離放射線障害防止規則の一部を改正する省令（令和二年厚生労働省令第八十二号）の一部を次のように改正する。

（電離放射線障害防止規則の一部を改正する省令の一部改正）